

地域衛星通信ネットワークの整備により、非常用通信手段を確保する

【対策】40 自治体庁舎等における非常用通信手段の確保対策

対策概要：災害発生時に地上通信網が途絶した際に外部と連絡を取るため、衛星通信を用いた非常用通信手段を確保する。

府省庁名：総務省

【事例】地域衛星通信ネットワークの第3世代システム等の一体的な整備の推進

■ 実施主体：総務省消防庁

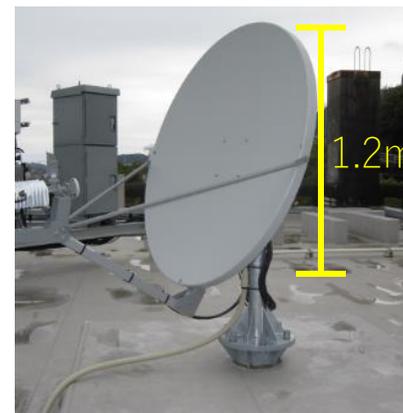
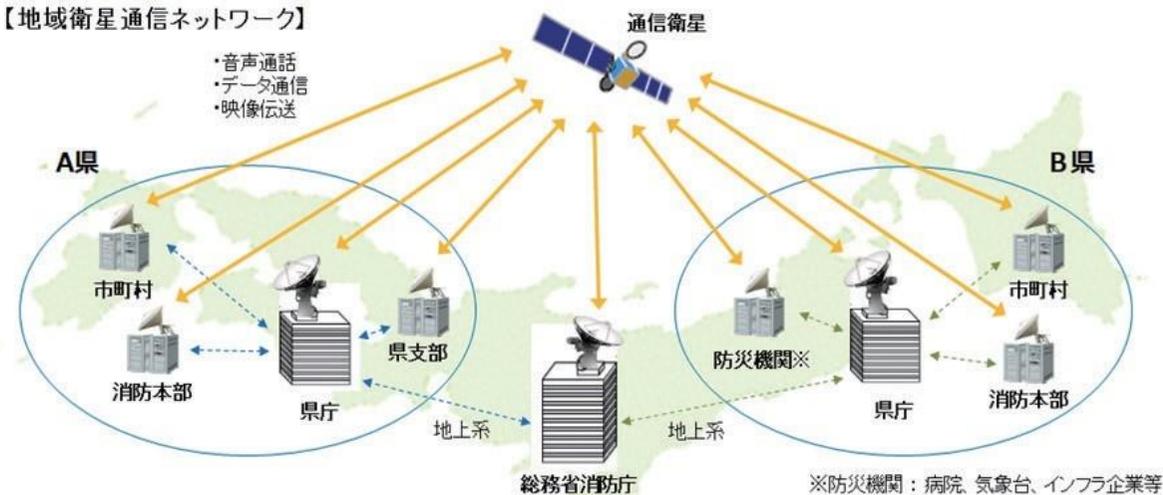
■ 実施場所：全国

■ 事業概要：都道府県・市町村等に対して衛星通信を用いた非常用通信手段の確保を働きかけるとともに、技術情報の提供を通じて整備を促進する。なお、令和4年度までに、40道府県が地域衛星通信ネットワークに係る衛星通信機器を全市町村へ導入又は導入に向けた具体的な取組に着手した。

■ 事業費：0.4億円（令和2年度～令和4年度予算）
（うち5か年加速化対策（加速化・深化分）0.4億円）

■ 効果：地域衛星通信ネットワークの整備により、災害発生時に地上通信網が途絶した際に、都道府県や市町村等が外部と連絡を取ることが可能となり、迅速で的確な災害対応の実施につながる。また、本事業により整備した第3世代システムは、①大雨による通信障害が発生しにくい、②災害現場で柔軟に設置・運用できる、③高画質な映像を送受信できる等の効果が見込まれる。

【地域衛星通信ネットワーク】



第3世代システムの衛星通信機器（アンテナ、室内機器ともに小型かつ低コスト）